

令和8年度札幌市公共交通確保緊急支援金交付要綱

制定 令和8年6月19日

令和8年度札幌市公共交通確保緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年札幌市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 エネルギー価格の高騰などの影響を受けているタクシー事業者に対して、予算の範囲内において支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を行う者をいう。
- (2) タクシー タクシー事業者がその事業の用に供する自動車で、ハイヤー及び福祉自動車以外のものをいう。
- (3) ハイヤー タクシー事業者がその事業の用に供する自動車で、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するものをいう。
- (4) 福祉自動車 タクシー事業者がその事業の用に供する自動車で、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。）第51条の3第1項第7号に規定する自動車をいう。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するタクシー事業者であり、令和8年4月30日現在において現に事業を営んでおり、支援金申請の日以降も引き続き事業を継続する意思がある者とする。

- (1) 法第4条の許可を受け、札幌市内に営業所を置く者
- (2) 支援対象者又はその代表者若しくは役員等に、規則第5条第3項第1号から第3号までに規定する者に該当する者がいない者
- (3) その他市長が特に必要と認める要件に該当する者

（支援金の額）

第4条 支援対象者に対する支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) タクシー
令和8年4月30日現在において、支援対象者が北海道内の営業所に配置する車両の数から、100台を減じた数に1万3千円を乗じて得た額。ただし、北海道内において、札幌市外の営業所に配置する車両の数が100台以上の場合は、札幌市内の営業所に配置する車両の数に1万3千円を乗じて得た額とする。
 - (2) ハイヤー及び福祉自動車
令和8年4月30日現在において、支援対象者が札幌市内の営業所に配置する車両の数に1万3千円を乗じて得た額
- 2 前項第1号及び第2号における車両の数には、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく営業方法の制限により抹消登録した車両は含まないものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、要綱に定める必要事項を明らかにしたうえで、令和8年7月17日までに市長に申請を行わなければならない。

2 支援金の交付申請は、同一のタクシー事業者について1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容その他必要な事項を審査し、速やかに支援金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、札幌市公共交通確保緊急支援金交付決定通知書（様式1）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、札幌市公共交通確保緊急支援金不交付決定通知書（様式2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付申請をした者（以下「申請者」という。）が規則第5条第3項第1号から第3号までに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

(申請の不備の取扱い)

第9条 市長は、申請者が第5条第1項の規定による申請に不備がある場合で、申請者に対し補正を求めたにもかかわらず、当該補正が行われなかった場合は、支援金の交付を辞退したものとみなすことができる。

2 市長は、第6条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による振込不能等があり、交付決定者に対する確認又は連絡に努めたにもかかわらず、申請の補正が行われない場合その他交付決定者の責に帰すべき事由により支援金の交付ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。